

歯の健康チェックを受け 健康づくりに役立てましょう

問い合わせ 保健医療課 ☎2153

市国民健康保険では、加入者の健康づくりの一環として、歯科診療の受診を助成します。

助成券の利用期間

4月1日(出)～平成30年3月31日(出)

対 象 市国民健康保険の加入者

助成額 (上限)

1人につき、年に1回 1,500円

申し込み 受診する前に保健医療課へ。利用券を発行しますので、受診するときに持参してください。

よく噛める「8020」達成者を募集します

問い合わせ 大竹地区歯科衛生連絡協議会 (保健医療課内) ☎2153

4月1日(出)～5月6日(出)の期間に市内歯科医院を受診してください。該当する方は、歯科医院から協議会へ推薦書を発行します。

※ 市広報3月号(30ページ)に詳しく掲載しています。



受診できる歯科医院

歯科医院名	ところ	問い合わせ
荒田歯科クリニック	西栄1丁目8番19号	☎6480
伊東歯科医院	新町1丁目12番13号	☎4756
角田歯科医院	本町2丁目9番9号	☎0648
川口歯科医院	玖波1丁目5番2号	☎7350
神波歯科医院	新町1丁目11番17号	☎3240
きらら歯科医院	西栄3丁目17番7号	☎1182
これなが歯科医院	晴海1丁目6番10号2階	☎0118
谷口歯科クリニック	小方1丁目13番32号	☎7456
坪井歯科クリニック	油見2丁目6番7号	☎1181
長岡歯科医院	黒川1丁目8番27号	☎6430
広中歯科医院	新町1丁目2番11号	☎0888
藤井歯科医院	油見3丁目4番3号	☎2206
みどり橋歯科医院	立戸1丁目3番10号	☎8110

臨時福祉給付金 (経済対策分)を支給します

問い合わせ 地域介護課 ☎2152

平成26年4月の消費税率引上げによる負担を軽減するため、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

支給対象者

次の要件の全てに該当する方
・平成28年1月1日に大竹市に住民票がある方

・平成28年度の市民税が非課税で、課税者に扶養されていない方
・生活保護を受給していない方
※ 支給決定日より前に亡くなった場合、在留資格がなくなった場合は、対象外です。

支給額

1人につき 15,000円
※ 平成29年4月～平成31年9月の2年半分。支給は1回です。

申請手続

支給対象者と思われる方がいる世帯に、2月末に申請書を送付しました。内容を確認の上、氏名の後ろに

押印し、必要事項を記入して、返信用封筒で郵送してください。(切手は不要)
※ 添付書類が必要な場合があります。詳しくは申請書を確認してください。

支給(不支給)の決定

記載事項・添付書類の整った申請書を受理して2カ月後に、支給(または不支給)決定通知書を送付します。支給決定の場合は支給日などを、不支給決定の場合は不支給の理由を記載します。

振り込め詐欺にご注意を

市や厚生労働省がメールで手続きをお願いすることや、ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機)の操作や手数料の振り込みを求めることは絶対ありません。不審な電話や郵便があったときは、地域介護課に連絡してください。

